呉市新婚･子育て世帯定住支援事業【建替住宅】手続きの流れ

補助申請者	呉市住宅政策課

購入住宅の検討
・購入住宅の決定
など

交付申請に必要な書類

★が付いている書類は 原本
(交付日から３か月以内のもの)

①交付申請書【様式１号】
②誓約書兼同意書【様式2号】
③世帯全員の住民票(続柄入) ★
④新婚世帯の場合
　婚姻日を確認できる書類
　(戸籍の全部事項証明等 ★)
⑤婚姻予定の場合
　婚約証明書
⑥出産予定等の場合
　母子健康手帳の写し等
⑦親世帯との近居の場合
・親世帯の世帯全員の住民票(続柄入)★
・子又は親の戸籍の全部事項証明書★
⑧住宅の購入金額が確認できる書類
(見積書等)
⑨住宅の位置図及び各階の間取り図
⑩併用住宅の場合
　居住部分の面積割合が２分の１
　以上であることが分かる書類
　（図面・面積計算書）
⑪解体工事の費用を証する書類
⑫建替住宅の費用を証する書類
⑬建替住宅の延べ床面積及び性能を
　有することがわかる書類
⑭本人確認書類の写し
⑮共有名義者同意書(共有名義の方)
⑯重要事項確認書

(1) 交付申請書の提出
購入日(所有権移転登記)
より前に必ず提出してください

→ 交付申請書受理 → 審　査 → 交付決定通知書の送付

必ず 交付決定後に行ってください

・購入に伴う所有権移転登記
・住民票の異動

※交付決定前に行った場合は，補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。
※当初の計画を変更，中止される場合はご連絡ください。

実績報告に必要な書類

①実績報告書【様式５号】
②世帯全員の住民票(続柄入)★
　※新しい住所のもの
③建替住宅・土地の全部事項証明書★
④売買契約書の写し等
⑤自治会加入証明書
⑥解体した住宅の閉鎖登記事項証明書★
　及び解体費用を証する書類
⑦長期優良住宅認定通知書等の性能を
　証する書類
⑧新築工事の完了及び費用を証する書類

(2) 実績報告書の提出
事業完了日から40日を経過する日又は事業完了日が属する年度の最終日のいずれか早い日までに必ず提出してください。

→ 実績報告書受理 → 審査･完了検査 → 交付額確定通知書の送付

交付請求に必要な書類

①交付請求書【様式７号】
②お振込先口座の通帳等の写し

(3) 交付請求書の提出
申請年度の翌年度の４月１日以降に交付額確定通知に記載された額を請求してください。

→ 交付請求書受理 → 補助金の支払い手続き → 補助金の受領

定住状況報告に必要な書類

①定住状況報告書(共通様式)
②住民票（世帯全員分）★
③転出がある場合
・対象住宅・土地の全部事項証明書★
・転出先が分かる住民票等★

(4)定住状況報告の提出
呉市に定住(5年以上)
事業完了日から起算して５年間，毎年度当該年度の末日までに提出してください。
(実施報告を行った年度を除く)

→ 定住状況報告書受理